

介護保険法に規定する第一号通所介護事業
運営規程

船橋あさひ苑デイサービスセンター

船橋あさひ苑デイサービスセンター
介護保険法に規定する第一号通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人治生会が開設する船橋あさひ苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に規定する第一号通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な事業運営を期するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者、または、事業対象者に対し、適正な介護保険法に規定する第一号通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行なう。

2 利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう支援する。

3 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 船橋あさひ苑デイサービスセンター

(2) 所在地 船橋市旭町4丁目9番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行なう。

(2) 生活相談員1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族と相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、介護保険法に規定する第一号通所介護計画を作成し、サービスの提供方法について十分な説明を行なう。

(3) 看護職員1名以上
看護職員は、利用者の保健衛生並びに健康管理を行なう。

(4) 介護職員3名以上
介護職員は、介護保険法に規定する第一号通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行なう。

(5) 機能訓練指導員1名（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、介護保険法に規定する第一号通所介護計画に基づき、利用者に必要な機能訓練を行う。

(業務日及び業務日数)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 祝祭日を含む月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間 午前9時45分から午後4時00分までとする。(送迎時間を除く)
ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日当たり24名とする。

(介護保険法に規定する第一号通所介護計画の作成)

- 第7条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護保険法に規定する第一号通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 介護保険法に規定する第一号通所介護計画は、支援計画書の内容に沿って作成しなければならない。
 - 3 事業所は、介護保険法に規定する第一号通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 4 事業所は、介護保険法に規定する第一号通所介護計画を作成した際には、当該計画書を利用者に交付しなければならない。
 - 5 事業所は、それぞれの利用者について、介護保険法に規定する第一号通所介護計画に従ったサービス実施状況及び目標の達成状況の記録を行なう。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助)
 - (2) 機能訓練(日常動作訓練)
 - (3) 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
 - (4) 介護方法の指導
 - (5) 健康状態の指導
 - (6) 送迎
 - (7) 入浴
 - (8) 食事
- 2 事業所は利用者に対するサービスの記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(事業の利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、船橋市が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された割合の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない者に対して、事業を提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、船橋市が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食費 700円
 - (2) 前号に掲げる介護以外のサービス利用に関わる経費は、別途徴収するものとする。
 - (3) 前号の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対してあらかじめサービスの内容及び費用について説明をした上で、同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
 - 3 事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
 - 4 その他この規程に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者に説明するものとする。

(苦情処理)

第12条 提供した事業に係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずることとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業の提供を行なっている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに家族へ連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は非常災害対策に関する具体的な計画を立て、職員、利用者、その家族に避難場所、避難経路等を周知し、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行なうこととする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の事項)

第16条 利用者に対し良質なサービスができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 事業所の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所の従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持について厳守する措置を講じることとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人治生会と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年 2月 1日から施行する。